



環境トピックス

問い合わせ先 環境課 ☎40-5559



【正解は③】 栃木県の鳥「オオルリ」をモチーフにしたマスコットです。(46ページをご覧ください。)

あなたの犬・猫がご近所から好かれるために

誰もが犬・猫を好きとはかぎりません。ルールを守らない犬・猫の飼い方は誰もが不快です。

みんなから理解が得られるよう、飼い主は責任と自覚をもって犬・猫を飼いましょう。飼い主のモラルが問われています。近隣や周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しくペットと暮らしましょう。

■『ふん』の処理は飼い主の責任です。

・散歩中は「ふん」を片付ける道具を携帯し、必ず「ふん」を片付け自宅で処理してください。道路や公園など、公共の場所を汚さないようにしましょう。

・猫は専用のトイレを用意し、決まった場所でさせましょう。

■放し飼いはやめましょう。

・放し飼いをすると、人にかみついたり、物を壊してしまったりという危険性があります。みんなの迷惑となります。また、犬にとっても、交通事故など危険がいっぱい

いです。

・家の中やサークルで飼っている犬でも、カミナリや花火など大きな音がしたとき、驚いて外に飛び出すことがありますので注意しましょう。

・散歩の時はリード（引き綱）を付けましょう。

・猫は、ご近所へのふん尿等の被害防止のほか、交通事故や感染症の危険から守るためにも、屋内飼育に努めましょう。

■『鳴き声』、『におい』、『こう傷事故』に注意しましょう。

・鳴き声が近所の迷惑にならないよう、しつけをしましょう。

・飼っている場所、その周辺を常に清潔にすることを心がけましょう。

・飼い犬が人に危害（人にかみつく等）を加えた場合は、届出が必要です。

【すべての方へ】

■犬・猫にエサだけ与えることはやめましょう。

・飼うなら責任を持って、

他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

再生資源の集団回収に協力しましょう。

現在、市内の自治会、子供会、PTAなど約70団体が集団回収実施団体として登録し、活動を行っています。

お住まいの地域で集団回収を実施している場合は、できるだけ、地域の取組に協力しましょう。

・回収している資源は古紙類（新聞、雑誌、段ボール）、古布、アルミ缶などです。

・団体によって回収する品目や、回収日時等が異なりますので自治会や近隣の人に確認してください。



廃棄物の野外焼却は原則禁止です

「洗濯物に煙の臭いがついてしまう」「煙の臭いで窓が開けられない」など、ごみを焼却した際に発生する煙や臭いで困っている人がご近所にいるかもしれません。家庭から出るごみは焼却せず決められた日に、行政カレンダの「家庭ごみの正しい分け方・出し方」に従い分別して出してください。

また、雑草等を排出する際にはごみ減量化のため、乾燥させて出してください。思いやりの心を持って、みんなが住みよい環境づくりにご協力ください。

6月は「環境月間」です

6月5日は環境の日です。これは、昭和47年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。

国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」が「環境の日」を定めています。